

平成28年(ヨ)第49号 玄海原子力発電所4号機再稼働差止仮処分命令申立事件

債権者 石丸ハツミ 外145名

債務者 九州電力株式会社

答 弁 書

平成28年11月16日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

〒810-0001福岡市中央区天神二丁目14番8号 福岡天神センタービル6階

堤克彦法律事務所

債務者訴訟代理人弁護士

堤

克

彦



電話 092-712-1267 FAX 092-771-0027

〒105-0004東京都港区新橋二丁目4番2号 新橋アオヤギビル7階

山内喜明法律事務所

債務者訴訟代理人弁護士

山

内

喜

明



電話 03-3593-2034 FAX 03-3593-2036

〒810-0074 福岡市中央区大手門一丁目1番12号 大手門パインビル7階

【送達場所】 徳永・松崎・斉藤法律事務所

債務者訴訟代理人弁護士

松 崎



同

斉 藤 芳



同

永 原



同

熊 谷 善 昭



同

家 永 由 佳 里



同

池 田 早



電 話 092-781-5881 FAX 092-781-5996

申立の趣旨に対する答弁

- 1 本件仮処分命令申立てを却下する。
- 2 訴訟費用は債権者らの負担とする。
との裁判を求める。

以 上